

知っておきたい個人事業主から法人成りへのタイミング

① 利益額から法人成りを考える

個人事業主と法人では事業から出る利益が同じでも、その利益に対する税金の負担は変わります。

個人事業主の課せられる税金は、

- 所得税
 - 復興特別所得税
 - 住民税
 - 個人事業税(但し所得額により非課税の場合有り)
- などが上げられます。

一般的に所得に比例して税率が上がる『累進課税制度』が適用されています。

これに対し、法人所得は

- 法人税
- 事業税、
- 消費税、
- 固定資産税などです。

税率は一定で課税標準額の増加に比例して、税額が多くなる『比例税率)が適用されています。

税金の負担を考慮し、『**個人事業主の所得に対する税率が、法人の所得に対する税率よりも高くなる前に法人成りする**』といった方法が考えられます。

② 売上高から法人成りを考える

消費税の課税業者になる
『売上高が1,000万円を超えるタイミングで法人成りする』
方法も考えられます。

消費税は基準期間の課税売上高が1,000万円未満であれば、課税業者にならなくてもよいという特例があります。

法人の場合、資本金の額が1,000万円未満で設立すれば、第1期・第2期は消費税が免除されます。

現在消費税を支払っている個人事業主も対象となります。

法人成りのタイミングはただ、売上高が上がったからと言って法人成りすればよいというものではありません。

もちろん売上高はウェイトは高いことは言うまでもなく、その他にも従業員数、経費の使用状況、社会保険料負担額など様々な要因で変化していきます。

専門家の意見などを参考にすることもお勧めします。